

熊谷市業務継続計画

令和4年3月

熊 谷 市

熊谷市業務継続計画

目 次

第1章	熊谷市業務継続計画の基本方針	1
1	計画策定の目的	1
2	熊谷市業務継続計画の基本方針	1
3	業務継続計画（BCP）とは	1
4	想定する危機事象	2
5	地域防災計画との関係	2
6	受援計画による補完	3
7	計画の発動基準	4
	(1) 地震	4
	(2) 風水害	4
	(3) その他の危機事象	4
8	首長等不在の場合の意思決定権限	4
	(1) 首長不在の場合の職務代行順位	4
	(2) 所属長等不在の場合における代決について	4
9	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	4
第2章	被害想定	5
1	想定地震	5
2	市内全体の被害想定（外部環境）	6
	(1) 人的被害・物的被害等	6
	(2) ライフライン・インフラの被害と復旧	6
	(3) 帰宅困難者の発生	7
	(4) 道路・交通機関への影響	7
3	市業務等への影響（内部環境）	7
	(1) 職員の被害と参集への影響	7
	(2) 庁舎機能の確保への影響	7
	(3) 情報システムへの影響	8
	(4) 職員の食料、飲料水等の確保	8
4	風水害	8
	(1) 荒川	8
	(2) 利根川	8
	(3) 小山川・福川	9
	(4) 石田川・蛇川	9

第3章	職員参集可能人員	10
1	職員の参集予測	10
2	非常時優先業務に必要な職員数	10
第4章	非常時優先業務	12
1	非常時優先業務の特定	12
(1)	非常時優先業務の考え方	12
(2)	非常時優先業務と目標着手時間	13
(3)	必要資源	13
(4)	ICT 部門の業務継続計画 (BCP)	13
第5章	業務継続の課題と対策	14
1	人的資源に関する課題と対策	14
(1)	災害対策本部の体制	14
(2)	職員の参集体制	14
(3)	職員の応援体制	15
2	庁舎等の点検体制	15
3	情報に関する課題と対策及びバックアップ体制	15
第6章	計画の推進	16
1	業務継続計画の推進	16
2	教育・訓練の実施	16
(1)	職員への教育	16
(2)	訓練の実施	16
3	計画の見直し	17
(1)	点検・見直しの基準	17
(2)	進行管理	17
4	修正手続	17
(1)	所属長の対応	17
(2)	危機管理監の対応	17
資料編		18
資料 1.	災害時優先電話一覧	19
資料 2.	非常時優先業務 【通常業務】 【応急対策業務】	20

第1章 熊谷市業務継続計画の基本方針

1 計画策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、多くの人的・物的被害をもたらした。

震源地から遠く離れた本市においても、最大震度5強を記録し、ただちに市長を本部長とする災害対策本部を設置し熊谷市地域防災計画に基づく災害対応に従事した。

一方で、市は市民に最も近い基礎自治体として、市民生活に密着した業務を提供しており、災害対応中であっても、停止することにより市民生活に重大な影響を与える業務は、継続・早期復旧しなければならない。

このようなことから、地震及び風水害等の大規模災害時においても、市民の生命、身体及び財産の保護をし、人員やライフラインなどが制約された状況下にあっても、非常時優先業務を継続し、また早期に復旧するための事前対策として「熊谷市業務継続計画」を策定する。

2 熊谷市業務継続計画の基本方針

《基本方針1》

地震及び風水害発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。

《基本方針2》

非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

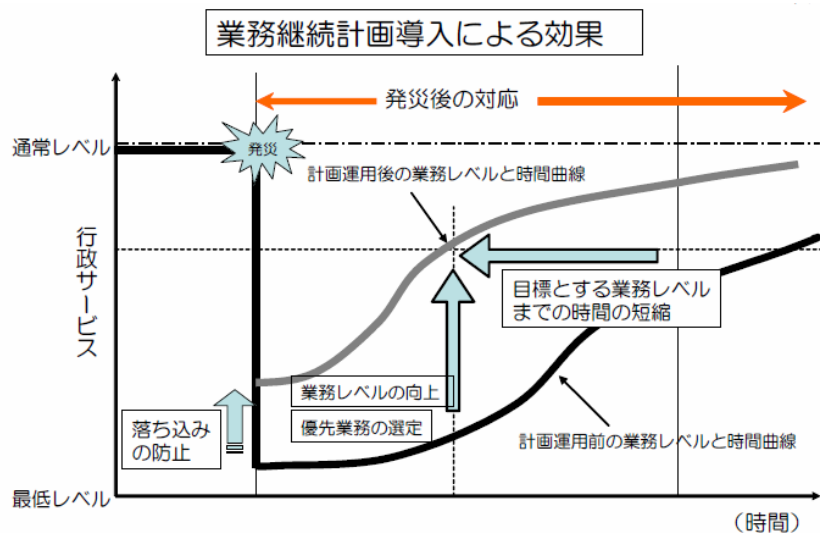
《基本方針3》

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。

3 業務継続計画（BCP）とは

熊谷市業務継続計画（以下、本計画）とは、不測の事態（危機・災害等）の発生により資源（人・もの・情報等）が被害を受け、通常の事業活動を中断せざるを得ない場合に、残存する能力で優先すべき業務を継続させ、許容されるサービスレベルを保ち、かつ許容される期間内に復旧できるように、組織体制、事前対策、災害発生時の対応方法などを規定した計画である。

※BCP（Business Continuity Plan：業務継続計画）



4 想定する危機事象

本計画の策定に当たっては、本市に影響があると想定される地震のうち、市内の人・もの・情報・ライフラインなどに対し最も大きな被害が予測される「関東平野北西縁断層帯による地震」（「埼玉県地震被害想定調査(平成 25 年)」に基づく）又は国管理河川の荒川、利根川及び県管理河川の福川等による水害等を危機事象とする。

5 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、震災予防から応急対策、復旧・復興まで、長期的な施策も含めた幅広い取組を定めた計画である。一方、本計画は、市自体も被害を受けるなか、市が災害時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の実効性を確保するための計画である。

非常時優先業務のうち、【応急対策業務】は、地域防災計画に基づく業務である。業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で地域防災計画と業務継続計画は異なる計画となっているが、両計画は個別独立して存在すべきものではなく、市として両者の整合性を図っていく必要がある。

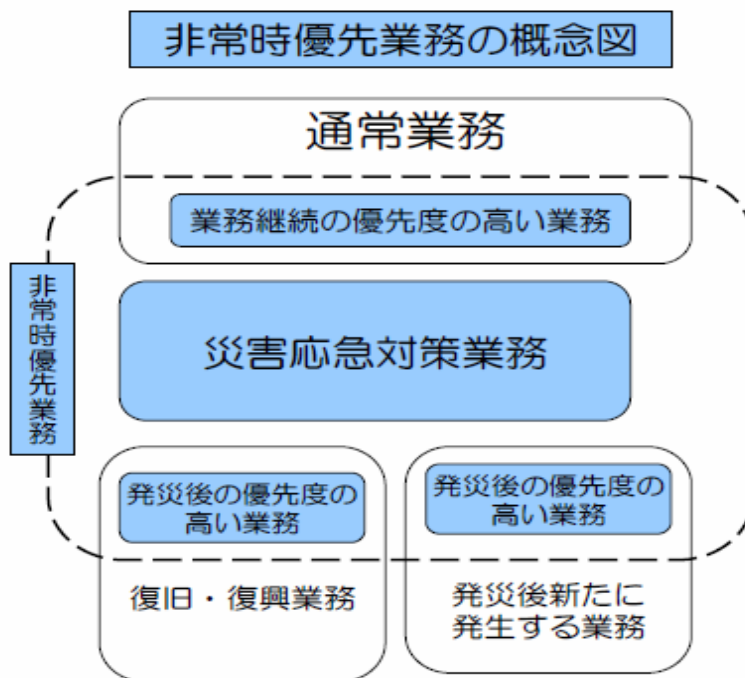
	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・発災時の制限された必要資源を利用し、非常時優先業務を目標とする時点までに実施できるようにするための計画
行政の被災	・行政の被災は、想定不要	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定 ・制限された必要資源を前提に計画を策定
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）	・非常時優先業務（災害対策に係る業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
視点	・対応すべき業務を漏れなく記載 ・目標着手時間は必要事項ではない	・非常時優先業務を絞り込む ・非常時優先業務ごとに目標着手時間や業務レベルをあらかじめ設定

■地域防災計画と業務継続計画の違い

【用語の定義：非常時優先業務】

非常時優先業務は、災害発生後の限られた資源のなかにあっても、市の復旧・復興や市民生活を維持するために、他の業務に優先して継続・早期復旧を図らなければならない緊急性の高い業務をいう。

下図のとおりに区分することができる。



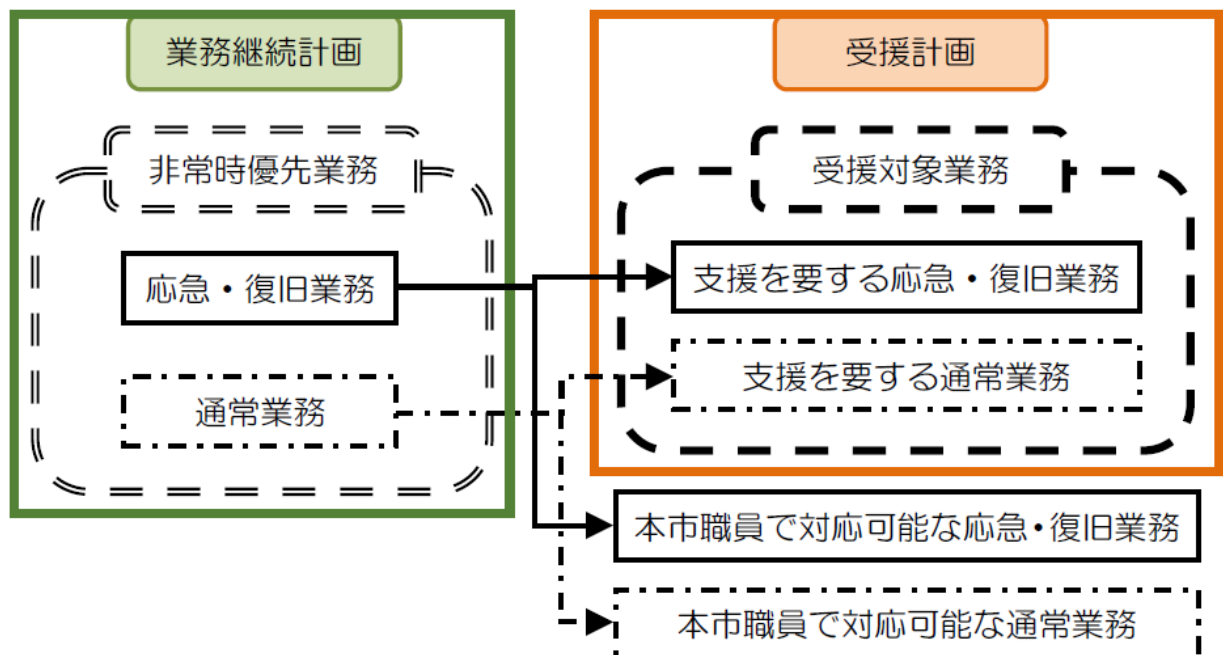
■非常時優先業務の概念図

6 受援計画による補完

受援計画とは、あらかじめ、災害時における外部からの人的及び物的支援の受入れについて具体的に定めておくことにより、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的とする計画である。

受援計画は、非常時優先業務の継続的な実施に必要な人員の確保について定める計画であり、業務継続計画を補完する機能を有している。

本市は、受援計画が未策定のため、早急に策定しなければならない。



7 計画の発動基準

本計画の発動基準は、次項のとおりとする。

市長は通常体制への復帰が相当であると判断したときは、その旨の指示を行うものとする。

また、本計画が発動された場合は、関連する計画に優先して適用されるものとする。

(1) 地震

① 市内で震度6弱以上が観測されたとき[自動]

② 被害状況等により市長が必要と認めたとき

(2) 風水害

被害状況等により市長が必要と認めたとき

(3) その他の危機事象

被害状況等により市長が必要と認めたとき

8 首長等不在の場合の意思決定権限

災害時において権限者が不在で連絡が取れない場合においては、第1順位を副市長（地方自治法第152条第1項）、第2順位を総合政策部長（熊谷市長の職務代理を定める規則第2条）とし、意思決定を行うことができる体制を確保する。

(1) 首長不在の場合の職務代行順位

第1順位	第2順位
副市長	総合政策部長

(2) 所属長等不在の場合における代決について

熊谷市事務専決規程のとおりとする。

9 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎は、昭和48年（1973年）に竣工した建物で、耐震性能が不足していたため、平成26年（2014年）から平成28年（2016年）にかけて耐震改修工事等の大規模改修工事を実施している。

本庁舎が被害を受けて使用できなくなることに備え、江南行政センターを代替庁舎とする。

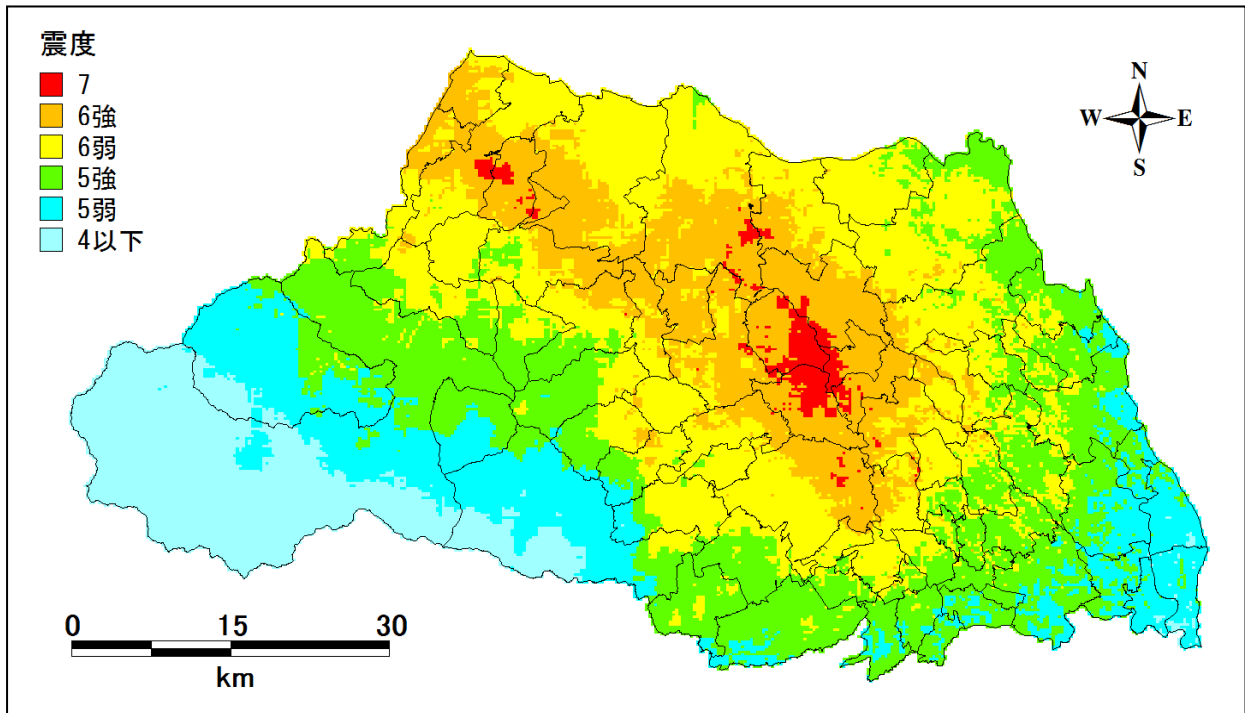
江南行政センターは、平成11年（1999年）に竣工した建物で、水害の影響を受けないエリアに立地しており、免震性能を有し耐震基準を満たしている。

第2章 被害想定

1 地震

本計画において想定する地震は、関東平野北西縁断層帯による地震とする。この場合、破壊開始点を中央と想定すると、熊谷市の最大震度は7、広い範囲で6弱から6強となり、4千棟以上の家屋が全壊すると予測されている。

また、ケース②の場合、死者は284人に上ると予測され、ケース③の場合、803棟の家屋が焼失すると予測されている。



■関東平野北西縁断層帯による地震（M8.1）の予測震度分布（破壊開始点：中央）

(1) 発災の季節・時刻・風速のケースの設定

本計画の策定に当たっては、平成25年度埼玉県被害想定調査のケース区分のうち、次の3つのケースをもとに検討した。

① 夏の12時、風速8 m/s

- ・ 大多数の人が通勤先、通学先におり、日中の平均的なケース
- ・ 市職員は勤務場所で被災

② 冬の5時、風速8 m/s

- ・ 大多数の人が住宅におり、住宅倒壊による死傷者が最も多くなるケース
- ・ 市職員は自宅等で被災

③ 冬の18時、風速8 m/s

- ・ 火の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
- ・ 市職員の半数は帰宅途上、半数は勤務場所で被災

2 市内全体の被害想定（外部環境）

(1) 人的被害・物的被害等

本計画における市の人的被害・物的被害は、埼玉県地震被害想定調査に基づき次表のとおりとした。

被害		発生時刻 風速	① 夏の12時	② 冬の5時	③ 冬の18時
			8 m/s	8 m/s	8 m/s
人的被害	死者		135人	284人	200人
	負傷者 (うち重傷者)		1,384人 (209人)	1,953人 (356人)	1,414人 (239人)
	避難者数(1日後)		15,048人	14,851人	16,567人
	避難者数(1週間後)		21,718人	21,528人	23,183人
	避難者数(1か月後)		29,660人	29,478人	31,061人
物的被害	建物被害(全壊)		4,326棟		
	建物被害(半壊)		8,759棟		
	火災による建物被害		228棟	153棟	803棟

(2) ライフライン・インフラの被害と復旧

震度6以上となる地域ではライフラインやインフラ等に被害が発生し、利用が制限されることが想定される。また、通信（固定・携帯電話）や道路等は、それ自体に被害が発生していなくとも、地震発生後に利用が集中することによって、通常どおりに利用することができなくなると考えられる。

ア 停電被害予測（風速8m/s）

ケース	停電世帯数 (1日後)	停電人口 (1日後)	停電率(%) (1日後)
夏12時	4,036	11,436	5.59
冬5時	3,967	11,242	5.49
冬18時	4,140	11,733	5.73

イ 通信被害予測（風速8m/s）

ケース	不通回線数	不通率(%)
夏12時	955	1.14
冬5時	872	1.04
冬18時	1,082	1.29

ウ 都市ガス被害予測

供給停止件数	供給停止率(%)
100	37.469

エ 断水予測

断水世帯数	断水人口(人)	断水率(%)
37,469	100,949	100

(3) 帰宅困難者の発生

地震が発生した場合には、市民等の避難者に加え、多数の帰宅困難者の発生も想定されることから平成28年（2016年）に熊谷市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置した。

鉄道事業者等から受入要請があった場合等には、帰宅困難者待機場所を開設し、帰宅が可能となるまで市及び熊谷市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会構成員施設で受け入れることとなる。

(4) 道路・交通機関への影響

市内には東西に国道17号及び国道17号バイパス、南北に国道407号が走り、この他国道140号、国道125号も市の中心部付近から分岐しており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。これらの道路は県地域防災計画において緊急輸送道路となっており、道路閉鎖等が起きた際の災害活動等への支障が懸念されるため、早期復旧活動への対応は重要となる。

また、J R 東日本の上越・北陸（長野）新幹線及び高崎線、秩父鉄道本線が通っており、帰宅困難者対策とともに鉄道の早期復旧は重要となる。

3 市業務等への影響（内部環境）

想定する地震及び風水害が発生した場合、市の業務に対して以下のような影響が懸念される。そのため、特に、非常時優先業務の継続にあたっては、最低限必要な資源を把握しておき、必要量を確保して優先的に利用するための準備を行う必要がある。

(1) 職員の被害と参集への影響

平日の勤務時間中に発災した場合、ほとんどの職員は勤務中であり、オフィス家具や事務機器の転倒等による負傷者が多数発生する可能性がある。他方で、夜間・休日の勤務時間外に発災した場合には、ほとんどの職員が自宅滞在中等であり、参集が遅れる、あるいは参集できない可能性がある。特に、市外に住む職員は、鉄道被害や道路の閉鎖状況のために参集が大幅に遅れることが予想される。

全ての職員が被災する可能性があることを前提として、日頃より、執務スペースの整理・耐震対策や、徒歩等（徒歩、自転車、バイク）による参集に備えておく必要がある。

熊谷市における職員の参集予測は、第3章「職員参集可能人員」のとおりである。

(2) 庁舎機能の確保への影響

市役所本庁舎をはじめ市職員が勤務する施設も、想定する地震及び風水害により被災する可能性がある。固定されていないオフィス家具や事務機器が転倒する等、勤務スペースの確保が困難になるとともに、エレベーターの停止により閉じ込め被害が発生することも予想される。

また、停電被害や通信被害等のライフラインの被害により、パソコンや電話、ファックス、テレビ等の利用が制限され、職員の安否確認や関係機関との連絡に支障をきたすことが予想される。

さらに駅周辺の公共施設や学校等では、帰宅困難者や児童・生徒を一時的に収容することとなるため、施設内の安全確保や来館者の誘導等の業務負荷が増大する可能性がある。

一方、庁舎が機能している場合でも、災害への応急対応は広範にわたり、職員が大幅に不足することが想定されることから、優先度の高い通常業務は、優先順位及び参集場所に応じて業務を取捨選択し、どの施設でどのようなサービスを行うかを決定する必要がある。

災害対策本部が設置される市役所で想定される状況は以下のとおりである。

項目	想定される状況
電力	○ 停電時の電力供給は、非常用自家発電機により供給される。 ○ 非常用自家発電機：A重油（タンク容量12,000ℓ） 稼働時間：73時間（164ℓ／1H）
通信 (電話)	○ ひかり電話 構内交換電話設備（PBX）を利用したひかり電話（本庁舎内の電話設備）は電源に蓄電池を装備しているため、停電時においても3時間程度の稼働は可能である。また、非常用自家発電機から電源を供給しているため、発電機の稼働時間内であれば通話が可能である。 ○ 災害時優先電話 ひかり電話には災害時優先電話機能がないため、FAX 回線及び非常時迂回回線を災害時優先電話として指定している（計19回線）。 ※資料1「災害時優先電話一覧」を参照。
ガス	○ 都市ガスは安全措置によりガスの供給が中断する。（供給停止率100%） ○ 都市ガスの復旧は、数日から1か月程度を要する。
上水道	○ 上水道が停止した場合の飲料水は、受水槽・高置水槽から供給する。

(3) 情報システムへの影響

行政サービスに関わる大半の業務は情報システムで運用しており、システムやネットワークの中断は各課の業務継続に多大な影響を与える。そのため、固定措置等の耐震化対策はもとより、想定被害に対する代替策や早期復旧体制を構築しておくことが必要となる。

(4) 職員の食料、飲料水等の確保

職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に努める。備蓄する非常用食料は3日間分を目安とし、被害状況によっては長期化が想定されるため、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り飲食物等を持参するよう啓発する。

4 風水害

本計画において想定する風水害は、国管理河川の荒川、利根川及び県管理河川の福川等による水害とする。

(1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）による外水氾濫の想定で、市域の左岸側では、福川付近まで広範囲に浸水するおそれがある。また、市域の右岸側では、旧大里町域の大部分で3mから5mの浸水が発生するおそれがある。

(2) 利根川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

利根川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（利根川流域、八斗島上流域72時間総雨量491mm）による外水氾濫の想定で、市域の左岸側では、5mから10mの浸水が発生するおそれがあるほか、右岸側では国道17号付近まで、広範囲に浸水するおそれがある。

(3) 小山川・福川

水防法による水位情報周知を行う埼玉県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

小山川・福川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（小山川流域24時間雨量636mm、福川流域24時間雨量671mm）による外水氾濫の想定で、利根川の右岸から国道17号付近まで、広範囲に浸水するおそれがある。

(4) 石田川・蛇川

水防法による水位情報周知を行う群馬県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

石田川・蛇川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（石田川流域24時間雨量658mm、蛇川流域24時間雨量658mm）による外水氾濫の想定で、石田川の右岸沿いで浸水するおそれがある。

※ 浸水想定区域については、熊谷市防災洪水ハザードマップ（令和2年12月作成）を参照

第3章 職員参集可能人員

1 職員の参集予測

本計画では、夜間・休日の勤務時間外に発災したことを想定し、全職員を対象として、参集予測(平成25年実施)を行った。予測にあたり、職員の居住地と参集先の距離から、徒歩等参集にかかる時間を算出しただけでなく、本人の死亡・負傷等による参集困難者を考慮して集計した。

職員の被災を考慮しない場合の参集状況は、次のとおりである。

- ・当日の参集率は、約90%である。

「当日」とは、連続徒歩による参集が現実的と考えられる、発災後5時間以内(15km圏内)としている。

- ・参集先から30km以内の距離の場所に居住する職員は、徒歩又は自転車等を用いて3日以内には参集する。30km以遠に居住する職員でも、被害が比較的軽微な地域であれば、公共交通機関等が順次復旧していくことが予想されるため、大半が3日以内に参集できる。合わせて約97%の職員が、3日以内に参集できると考えられる。
- ・参集先から30km以遠に居住する職員を含め、おおむね1週間以内に全職員が参集できる。

なお、死傷及び自宅被害により参集できない職員が全職員の4%程度想定される。

参集予測 経過時間 実歩行距離	当日中			3日以内	1週間以内	合計
	～1時間	～3時間	～5時間			
	～3km	～9km	～15km	～30km	30km～	
参集者	333人	628人	273人	87人	31人	1,352人
参集者累計	333人	961人	1,234人	1,321人	1,352人	1,352人
全体参集率	24%	71%	91%	97%	100%	—
死傷者 ^(※1)	(2人)	(7人)	(9人)	(10人)	(10人)	(10人)
死傷者を除いた参集者累計 (参集率)	331人 (24%)	954人 (70%)	1,225人 (90%)	1,311人 (96%)	1,342人 (99%)	1,342人 (99%)

※1：熊谷市全体の死傷者率(0.0079)を乗じた数値

死傷者率＝(死者＋負傷者)÷総人口(H22国勢調査)

埼玉県地震被害想定調査(平成25年)のデータを基に算定

■時間毎の職員参集予測

2 非常時優先業務に必要な職員数

災害発生時に継続する業務に必要な職員数が不明であれば、事前に計画を立て、災害に備えることはできない。次に、初動対応期(発災～3時間以内)、初動期(当日中)、応急期(3日以内)、復旧期(1週間以内)までに実施する業務に必要な職員数を次表のとおり算出した(令和3年度更新)。

※ 消防部は消防業務の性質上、非常時優先業務の実施に必要な職員数の算出が困難なため、消防部を除いて集計する。

部局名	非常時優先業務(通常業務)の実施に必要な職員数(人)			
	初動対応期 (発災～3時間以内)	初動期 (当日中)	応急期 (3日以内)	復旧期 (1週間以内)
市長公室	5人	6人	7人	10人
総合政策部		11人	13人	15人
総務部		16人	29人	39人
市民部	12人	40人	70人	85人
福祉部	280人	300人	323人	363人
環境部		71人	77人	83人
産業振興部		2人	6人	7人
都市整備部		2人	2人	2人
建設部	2人	17人	18人	28人
大里行政センター	2人	4人	2人	2人
妻沼行政センター	9人	12人	14人	12人
江南行政センター	2人	7人	7人	7人
出納室		3人	4人	5人
上下水道部	12人	21人	22人	31人
議会事務局	2人	6人	6人	6人
選挙管理委員会事務局		2人	2人	2人
監査委員事務局				1人
農業委員会事務局		2人	6人	9人
教育委員会	9人	21人	128人	127人
合計	335人	543人	736人	834人

部局名 (配備体制) ※平時の組織上の「部」とは異なる。	非常時優先業務(応急対策業務)の実施に必要な職員数(人)			
	初動対応期 (発災～3時間以内)	初動期 (当日中)	応急期 (3日以内)	復旧期 (1週間以内)
本部事務局	5人	10人	10人	10人
市長公室部	11人	26人	32人	33人
総合政策部		10人	13人	13人
総務部	13人	23人	94人	94人
市民部	17人	103人	102人	96人
福祉部	216人	261人	178人	178人
環境部		70人	70人	70人
産業振興部		53人	45人	49人
都市整備部	14人	47人	71人	59人
建設部	8人	40人	54人	54人
大里行政センター部	4人	8人	11人	13人
妻沼行政センター部	9人	15人	15人	15人
江南行政センター部	9人	10人	10人	10人
上下水道部	51人	70人	72人	73人
教育部	160人	160人	130人	138人
合計	517人	906人	907人	905人

■非常時優先業務の実施に必要な職員数(消防部を除く)

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の特定

(1) 非常時優先業務の考え方

① 優先度の評価

優先度の評価については、各業務が中断した際の影響の及ぶ事象及び発災からの中断期間に応じた影響の程度の2つの基準で優先度を評価する。

ア 影響の及ぶ事象について

業務が中断した場合、広く影響を及ぼすと考えられるが、とりわけ大きな影響が及ぶものを選択するものとする。影響の及ぶ事象は、次の5項目とする。

- ・ 市民の生命・生活への影響
- ・ 個人の権利・資産への影響
- ・ 地域の事業者への影響
- ・ 法定処理期間・期日への影響
- ・ 社会機能の維持・回復への影響

イ 目標着手時間

各業務について目標着手時間別に優先度の整理を行うものとする。目標着手時間とは、発災後その期間内に業務に着手すれば重大な影響が生じるのを防止・抑止できる時点を指すもので、区分は次のとおりとする。

目標着手時間の区分					
段 階	初動対応期	初動期	応急期	復旧期	復興期
内 容	体制の確立 被害状況の把握	被災者の救出・救助 インフラ・ライフ ラインの復旧対応	医療機関との調整 被災者への支援	市民生活の復旧	市民生活の復興
時 間	3時間以内	当日中	3日以内	1週間以内	1か月～

ウ 優先度の評価について

業務中断後、経過した期間により生じる影響の程度に応じて、優先度の評価を行った。業務中断期間と影響の程度による基準は、次のとおりとする。

▲ 高い↑優先度 ↓低い ▼	優先度	業務中断期間による影響の程度
	A	発災後直ぐに業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
	B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
	C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
	D	発災後1週間以上は着手せず、中断が住民の生命・生活及び財産、都市機能維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

■業務中断期間による優先度の評価基準

(2) 非常時優先業務と目標着手時間

市民への影響が大きいと評価された各部署の業務及びその目標着手時間は、資料2「非常時優先業務【通常業務】【応急対策業務】」(P20) のとおりである。

発災当日における応急対策業務の優先順位については、地域防災計画及び各個別マニュアルの中で整理することとする。また、優先度の高い通常業務については、人命に関すること及び緊急性等の観点から、順次着手していくこととする。

(3) 必要資源

① 非常時優先業務に関わる必要資源

各部署の非常時優先業務及び各業務の必要資源や課題、その対策状況等は、資料2「非常時優先業務【通常業務】【応急対策業務】」(P20) のとおりである。

(4) ICT 部門の業務継続計画 (BCP)

情報システムの状況は、【ICT 部門の業務継続計画】 のとおりである。

第5章 業務継続の課題と対策

1 人的資源に関する課題と対策

(1) 災害対策本部の体制

市の地域において想定する地震が発生した場合には、熊谷市災害対策本部条例（平成17年条例第20号）及び熊谷市災害対策本部に関する規程（平成17年訓令第27号）に基づき、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（市長）の統括のもと全庁的な体制をもって対応にあたる（詳細は地域防災計画を参照）。

(2) 職員の参集体制

災害発生直後に非常時優先業務の実施体制を確保するためには、必要な人員の確保と適切な配置が不可欠である。特に、想定する地震が夜間・休日の勤務時間外に発生した場合には、迅速な職員の安否確認及び参集状況の把握が求められる。

① 必要人員数の確保

職員は、参集状況に応じて優先度の高い非常時優先業務に取り組むものとする。職員数の不足が見込まれる中、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、必要な人員の確保と適切な配置を行う必要がある。

- ・ 参集基準を明確化し、原則、勤務場所への参集を徹底し、初動体制の人員確保を図る。
- ・ 各課所において非常時優先業務に係る要員をあらかじめ指定する。参集基準は役職等にこだわらず、各課の非常時優先業務の実施に必要な人員（資格や技術等）を考慮し定める。
- ・ 発災直後の職員の行動を明確化するとともに、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認を行う。

② 職員の安否確認要領の確立

必要な人員の確保と適切な配置を行うためには、職員の安否確認を速やかに実施する必要がある。

- ・ 各課（班）は、所定の様式（熊谷市地域防災計画）で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、職員課長（庶務職員班）に報告する。
- ・ 職員課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。
- ・ 各部長は、各部の連絡網により各職員の電話、携帯電話、携帯電話メール等の連絡先を把握し、各職員にあらかじめ連絡方法を周知するとともに、とりまとめ方法や様式を含め、常に安否確認等ができる連絡体制を構築しておく。
- ・ 「熊谷市職員安否参集確認メール」登録者数の充実を図り、参集確認の迅速化を図る。

(3) 職員の応援体制

総務部長は、各部・班からの応援要請に基づき、職員参集状況や業務に必要な資格・経験等の人的資源を勘案し、非常時優先業務が実施できるように全庁的な職員配置を行う。

また、地域防災計画に基づき、他の地方公共団体等からの応援受入れについて、有効な活動ができるよう体制の確保に努める。

2 庁舎等の点検体制

職員及び来庁者の安全を確保するため、余震の発生も想定したうえで、市庁舎等の施設の被害点検を十分に行う。

また、非常時優先業務の実施拠点として、執務スペースを確保する必要がある。

- ・ 被災状況チェックシート等を作成し、庁舎の被災状況の確認と使用可否の判断を速やかに行う。
- ・ 執務スペースを確保できるよう、普段から非常電源の場所等を把握しておく。
- ・ 電灯や棚などが壊れかかっている場合、余震により二次被害が発生する危険があるため、積極的に「壊す」ことも必要。
- ・ 停電している場合、通電火災を防ぐため、漏電ブレーカーを落とし、不要なコンセントは抜く。

3 情報に関する課題、対策及びバックアップ体制

市の業務の実施・継続には、その業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠である。そのため、情報システムの早期復旧体制、バックアップ体制、ネットワーク環境の重層化等を構築する必要がある。

それぞれの課題と対策については、【ICT 部門の業務継続計画】のとおりである。

第6章 計画の推進

1 業務継続計画の推進

業務継続体制は、最初から完全に構築できるものではない。本計画を実効あるものとするため、定期的な見直しや継続的な改善が必要不可欠である。

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標着手時間までに実施することが困難と想定される非常時優先業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

2 教育・訓練の実施

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育や訓練を行い、その対応能力の向上に努めるものとする。今後、人事異動による職員配置や業務の取扱い方法等が変わることを考慮すると、このような取組を継続的に行い、いざというときに速やかに本計画を遂行できるよう、平常時より準備しておくこととする。

(1) 職員への教育

職員の意識を高めるために、所属長は、職員に対して次表に関する教育を行うこと。
また、職員は、次表の事項について家族とも共有し、準備をしておかなければならない。

- 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること
- 過去の震災の事例を調査し、災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え対応できるようにすること
- 職場内において、非常時優先業務をどのように行っていくのかを話し合うこと
- 災害時の対応では、被災した市民の心情に配慮した言動の必要があること
- 非常持出品や最低3日間の食料、飲料水等を常備しておくこと
- 災害業務に従事するための3日間程度の宿泊に必要な生活用品をまとめておくこと
- 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと
- 地震が発生した場合は、まず自分自身の身や家族の身の安全を確保できるように準備しておくこと
- テレビやラジオ等による正確な情報を収集できるようにしておくこと

(2) 訓練の実施

災害時の業務継続に対する対応力の向上を図るため、定期的に職員の訓練を実施する必要がある。

訓練等を通じて収集される情報や対応等は、適切に記録を残すことで、どのような課題が明らかになったのかを抽出することができ、改善を図るきっかけとなる。同様に、実際に災害が発生した場合にも、訓練と同様に情報収集や記録の整備を行うことで、今後の対応の改善に生かすことが期待される。

3 計画の見直し

(1) 点検・見直しの基準

本計画では、訓練等を通じて問題点を洗い出し、是正すべきところを改善するとともに、計画の更新を継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させる。具体的には、本計画作成後に各所属の責任者は、次表に挙げるような事項について、実施状況を点検することで、計画の点検・見直しを行うものとする。

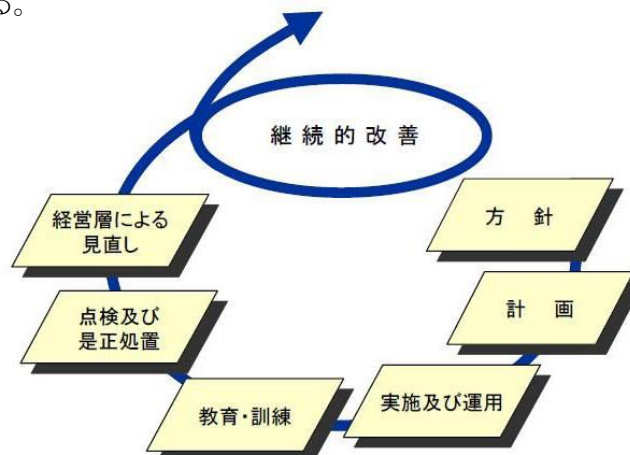
特に、地域防災計画に修正があった場合には、その内容を本計画に反映する。両計画の整合性を図りつつ、業務遂行の実効性を高めていく。

その他、国及び県の計画やガイドライン等に変更があった場合、又は組織改正等があった場合にも、本計画の見直しを行うこととする。また、訓練等において明らかになった問題点を踏まえて、必要となった人員や資機（器）材等を確保できるよう検討する。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ・業務の優先度評価、目標着手時間の変更 | ・業務内容・担当職員の変更 |
| ・業務に必要な資機（器）材の変更 | ・サービス・資機（器）材の関係業者の変更 |
| ・マニュアルの整備 | |

(2) 進行管理

本計画の点検・見直しに際しては、部署ごとに業務に精通した担当者を専任し、人事異動に伴う参集予測の見直しや非常時優先業務継続体制に関わる課題への対応処置等、不断の点検・見直しを行うものとする。



■継続的改善（内閣府 事業継続ガイドライン第二版（平成21年11月）より）

4 修正手続

(1) 所属長の対応

所属長は、本計画内の担当課に関連する記載事項や各課で作成した個別マニュアル等について、点検・見直しの結果、本計画の修正等が必要と判断した場合、その理由、修正案等を危機管理課に報告する。

(2) 危機管理監の対応

本計画の管理責任者は、市長公室危機管理監とする。

危機管理監は、本計画の内容について修正等が必要と判断した場合、または各課長等から本計画の修正等について報告を受けた場合、速やかにその要否について関係課等と協議・検討し、必要な場合は修正を指示する。

資 料 編

資料 1. 災害時優先電話一覧.....	19
資料 2. 非常時優先業務 【通常業務】 【応急対策業務】.....	20

資料1 災害時優先電話一覧

1 災害時優先電話一覧（令和2年更新）

階	FAX（音声可）	数
7階	商工業振興課 契約課	2
6階	選挙管理委員会 教育総務課	2
5階	管理課	1
4階	庶務課 危機管理課	2
3階	秘書課 企画課	2
2階	生活福祉課 議会事務局	2
1階	障害福祉課	1
内線（非常用迂回回線）		6
計		18

庁舎名	数
大里庁舎	2
妻沼庁舎	2
江南庁舎	3

2 使用方法

	FAX（音声可）	内線（災害時）
使い方	通常の操作で発信	「6」を押してから発信
例	5 2 4－1 1 1 1	6－5 2 4－1 1 1 1
特記事項	災害時優先電話とは、大災害等で通信規制が行われた場合でも優先的に発信ができる電話である。	<u>通信費が割高なため、平常時は絶対に使用しない。</u> <u>回線数が少ないため、できる限りFAXを使う。</u>

資料2 非常時優先業務【通常業務】【応急対策業務】

○集計の考え方

- ・ 市民への影響が大きいと評価された各部署の業務のうち、1週間以内に実施すべき業務（優先度評価A～C）を集計し、また、各業務の必要資源や課題、その対策状況等をまとめた。
- ・ 目標着手時間が1週間以上（優先度評価D）の業務は各部署で把握するものとし、本計画には記載しない。また、各部署の庶務的業務（伝票管理、超過勤務管理等）は省略する。

熊谷市業務継続計画

平成25年 3 月作成

平成26年 3 月修正

令和 2 年 3 月修正

令和 4 年 3 月修正

熊谷市市長公室危機管理課

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話 048-524-1111（代表）
